

日本農民 建築

国立保健医療科学院蔵書



10012212



QLD
7
4

著治憲原石

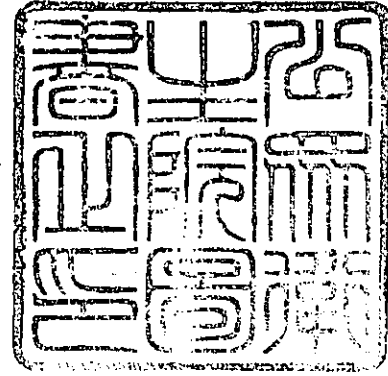
築建民農本日

輯七第

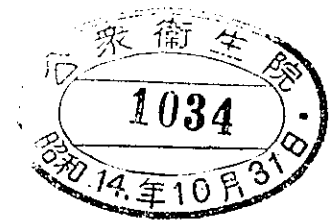


刊社樂聚

QLD
7
4



內容目次



圖版目次

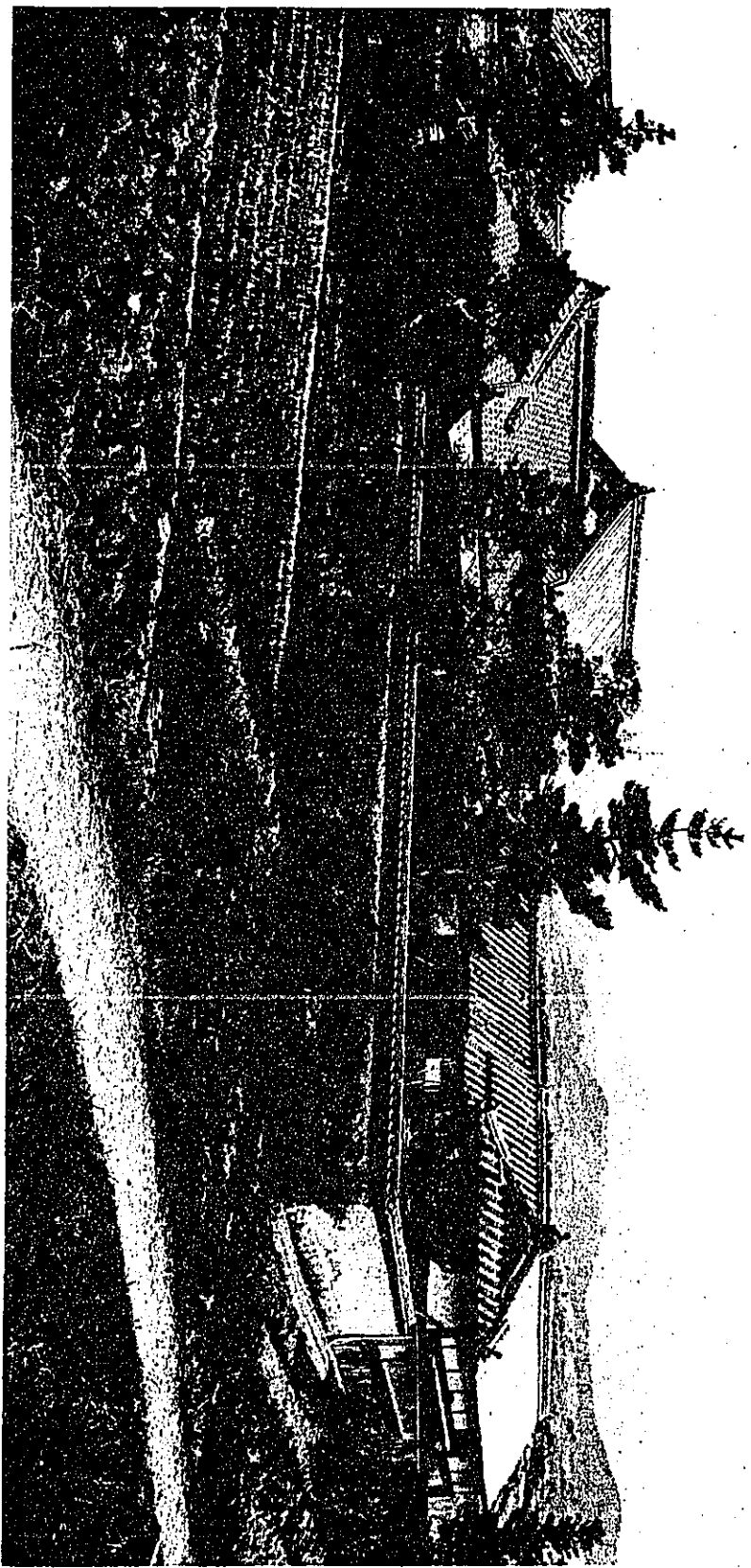
第一	宅地全景	和歌山縣那賀郡中貴志村河原義晴氏
第二	本屋全景	同上
第三	ニ	同上
第四	本屋全景	和歌山縣那賀郡中貴志村阪口清逸氏
第五	ニ	同上
第六	本屋前面	和歌山縣那賀郡中貴志村吉村敬一氏
第七	本屋前面	和歌山縣西牟婁郡芳養村藤畑直太郎氏
第八	座敷	同上
第九	宅地全景	和歌山縣東牟婁郡高田村松下熊太郎氏
第一〇	宅地全景	和歌山縣東牟婁郡高田村畑中秋太郎氏
第一一	本屋全景	奈良縣添上郡大安寺村大西幾太郎氏
第一二	本屋背面	奈良縣高市郡飛鳥村島田清武氏
第一三	片ハエ	同上
第一四	本屋全景	奈良縣高市郡岡寺村某氏
第一五	聚落景觀	奈良縣吉野郡大塔村

第一六	宅地遠景	奈良縣吉野郡大塔村追國太郎氏
第一七	本屋前景	同上
第一八	屋根裏其一	同上
第一九	屋根裏其二	同上
第二〇	宅地遠景	奈良縣吉野郡十津川村永原信男氏
第二一	本屋前面	同上
第二二	入納屋	同上
第二三	牛舎	奈良縣吉野郡十津川村
第二四	聚落景觀	同上

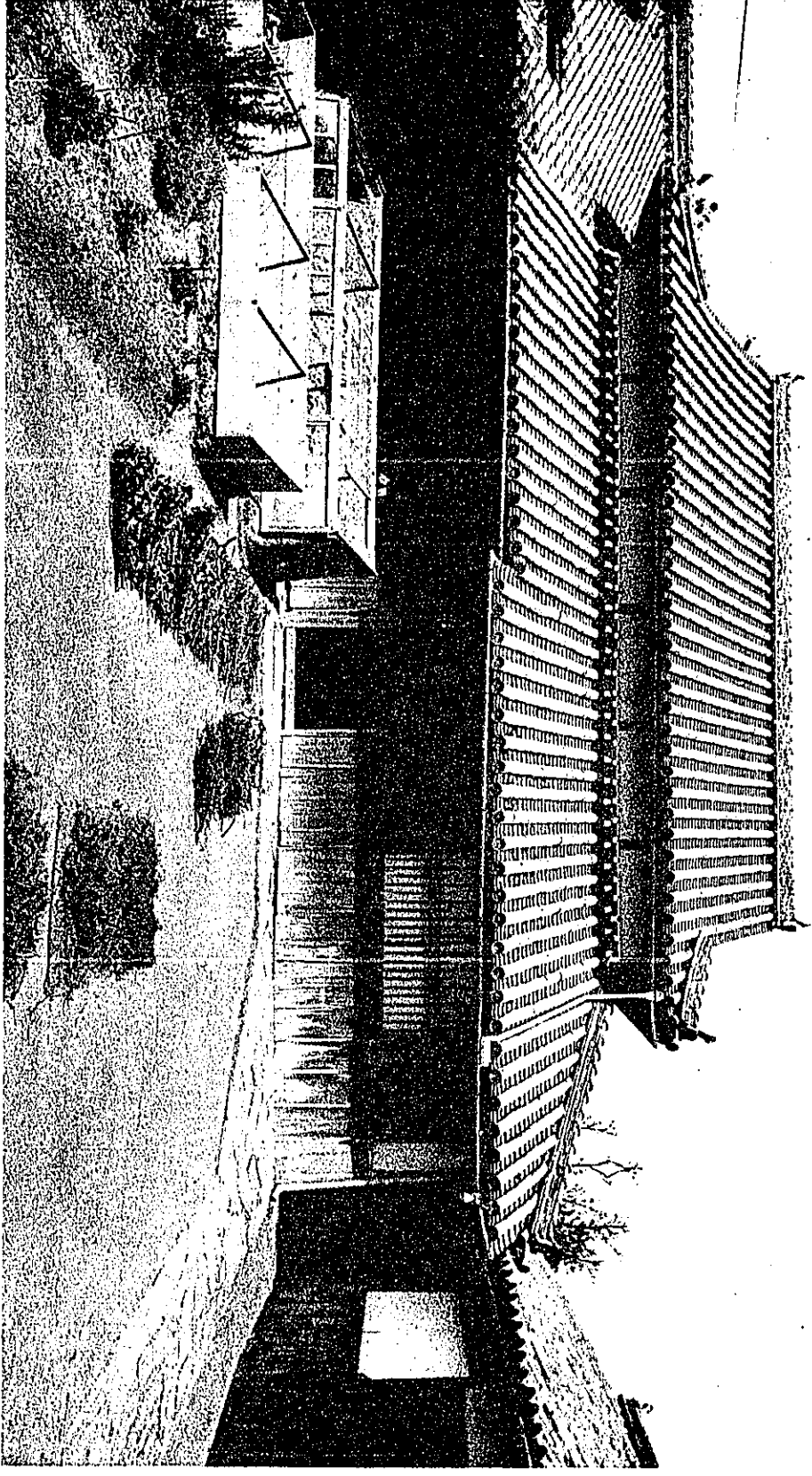
解説目次

和歌山縣下の概観……………一
圖版説明……………九
奈良縣下の概観……………一七
圖版説明……………二四

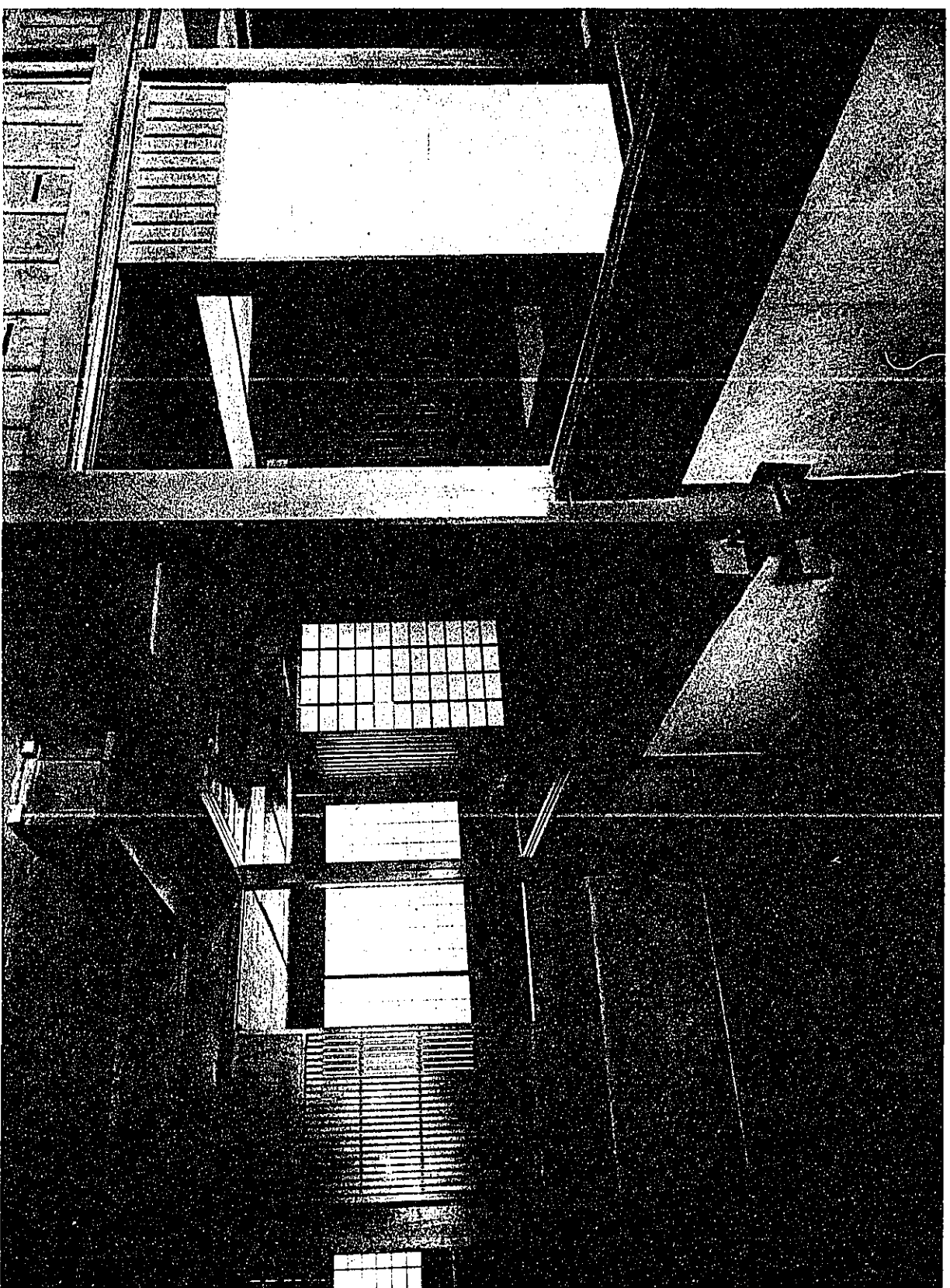
和歌山縣



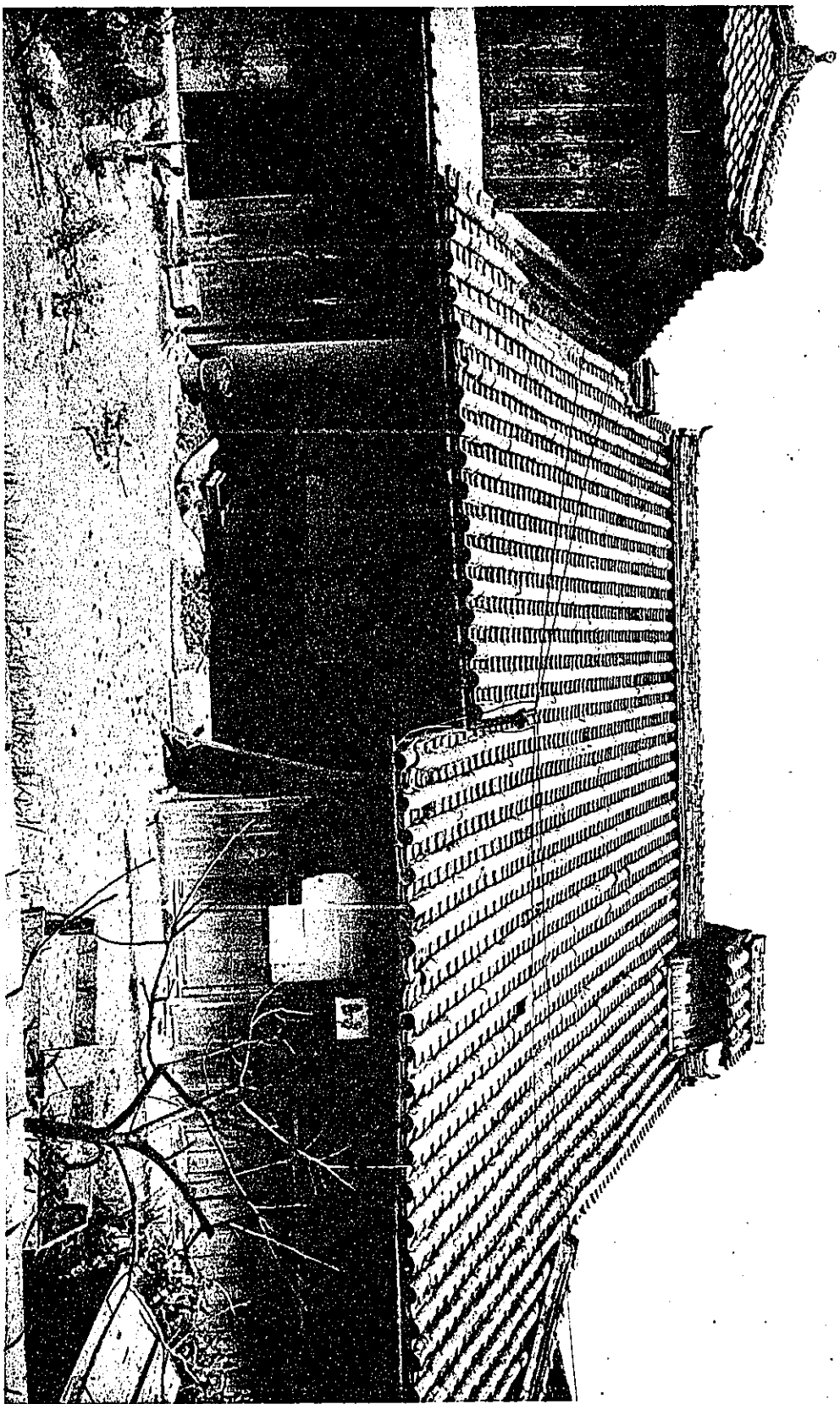
中興志村 河原義晴氏



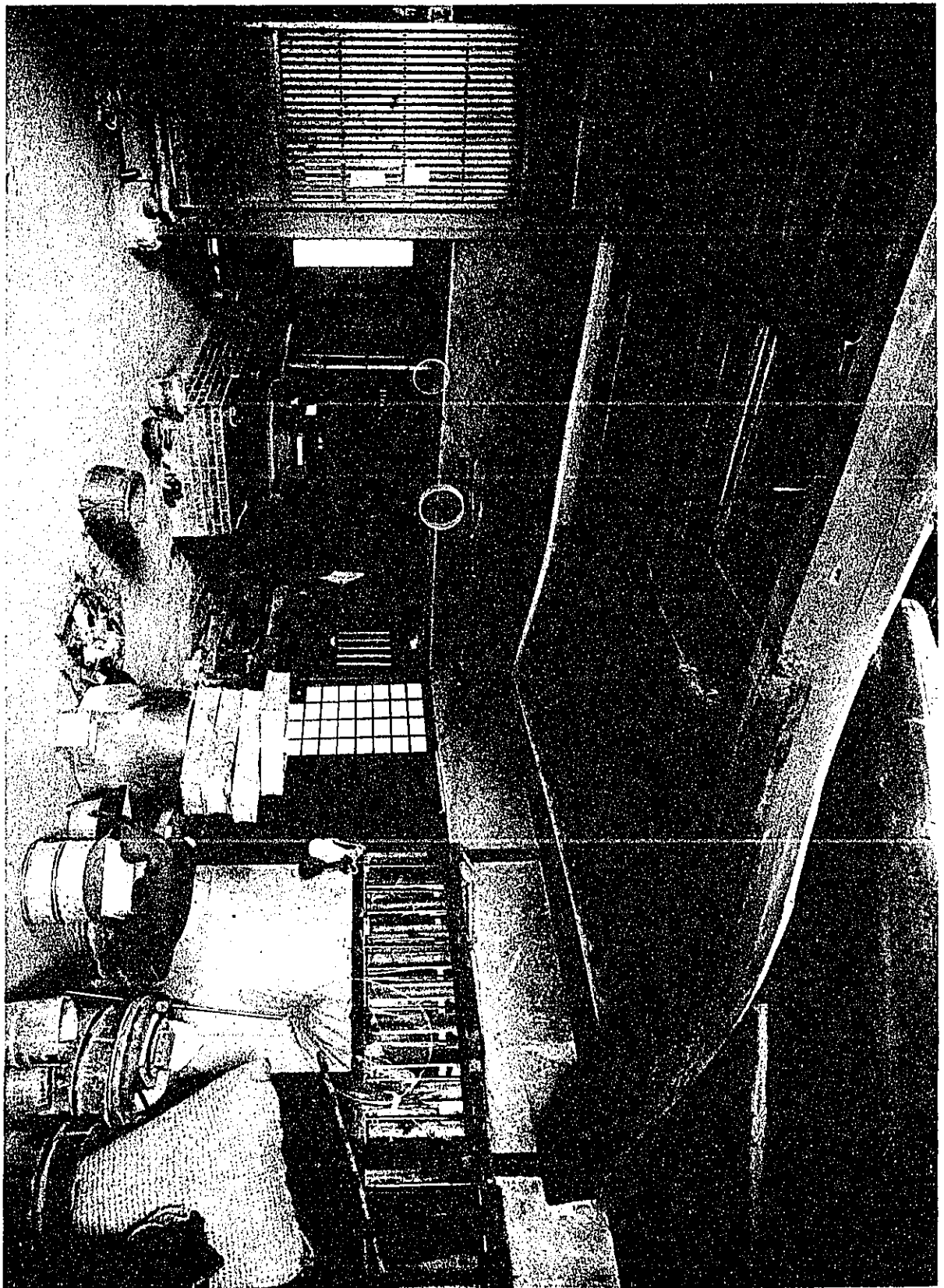
中貴巷村 河風義晴氏 2



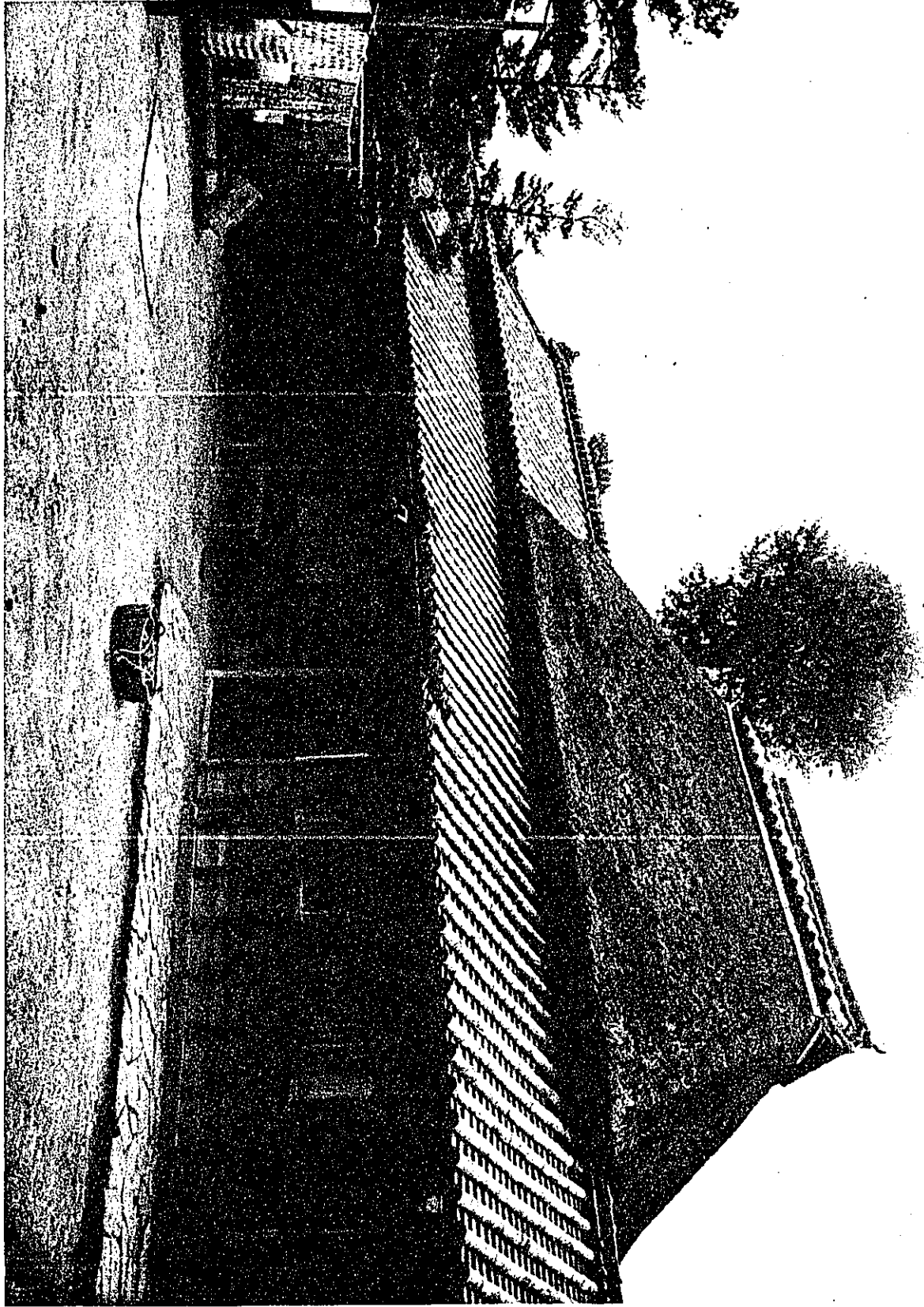
中貴盛村 河原義晴氏 3



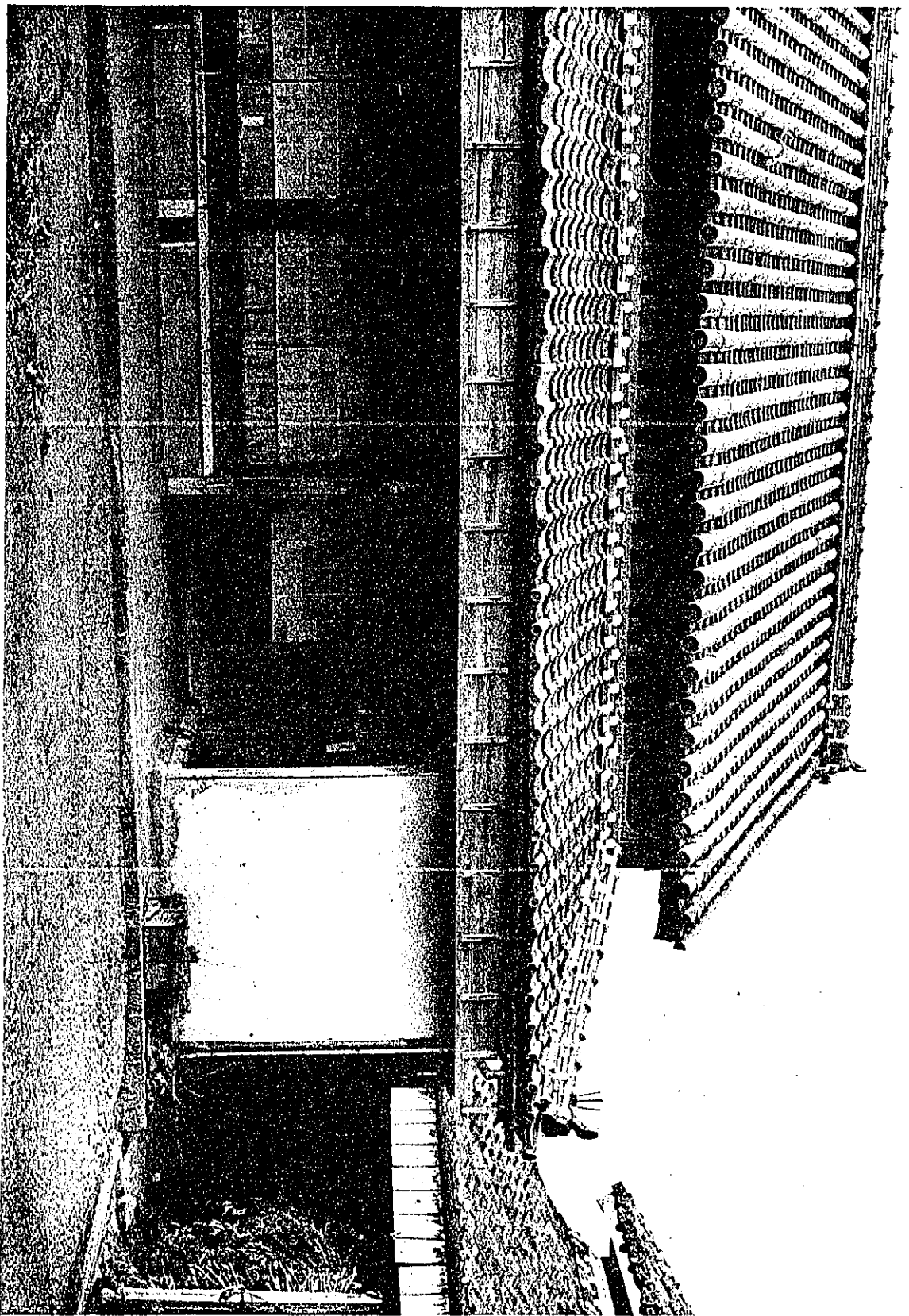
4 中掛志村 阪口精逸氏



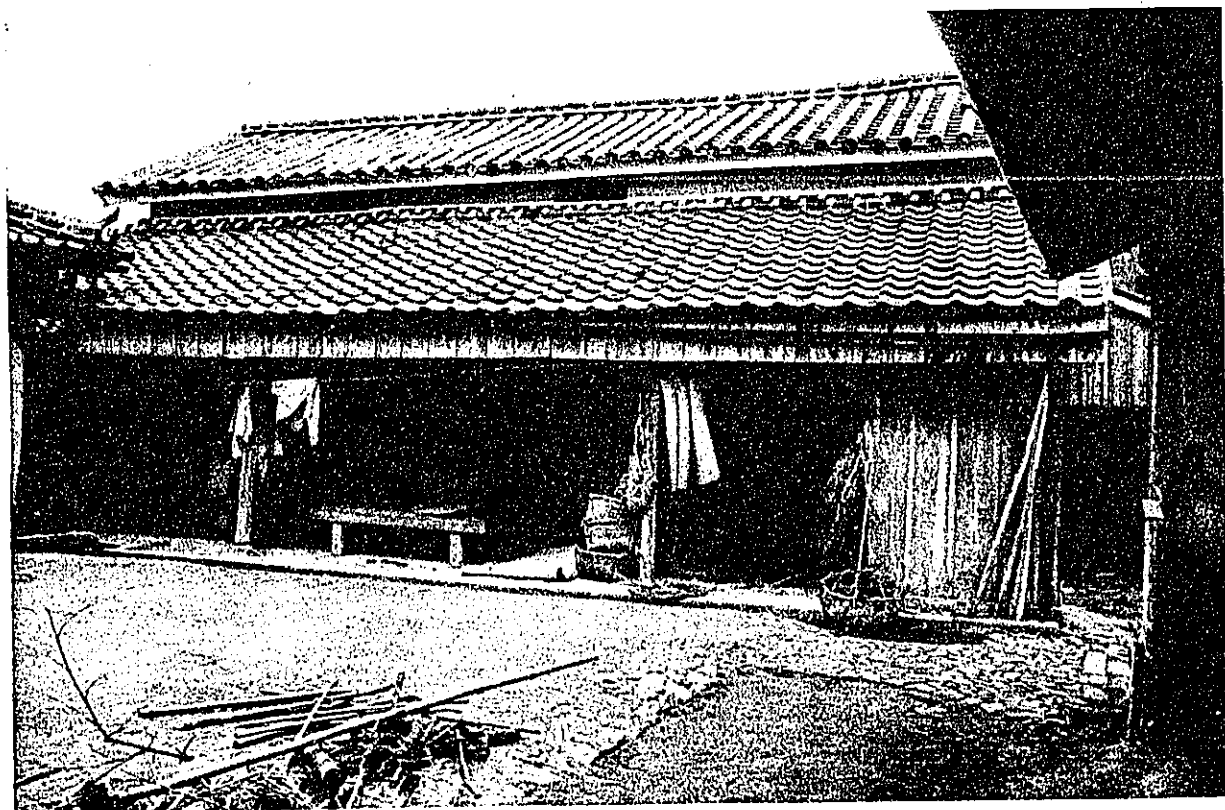
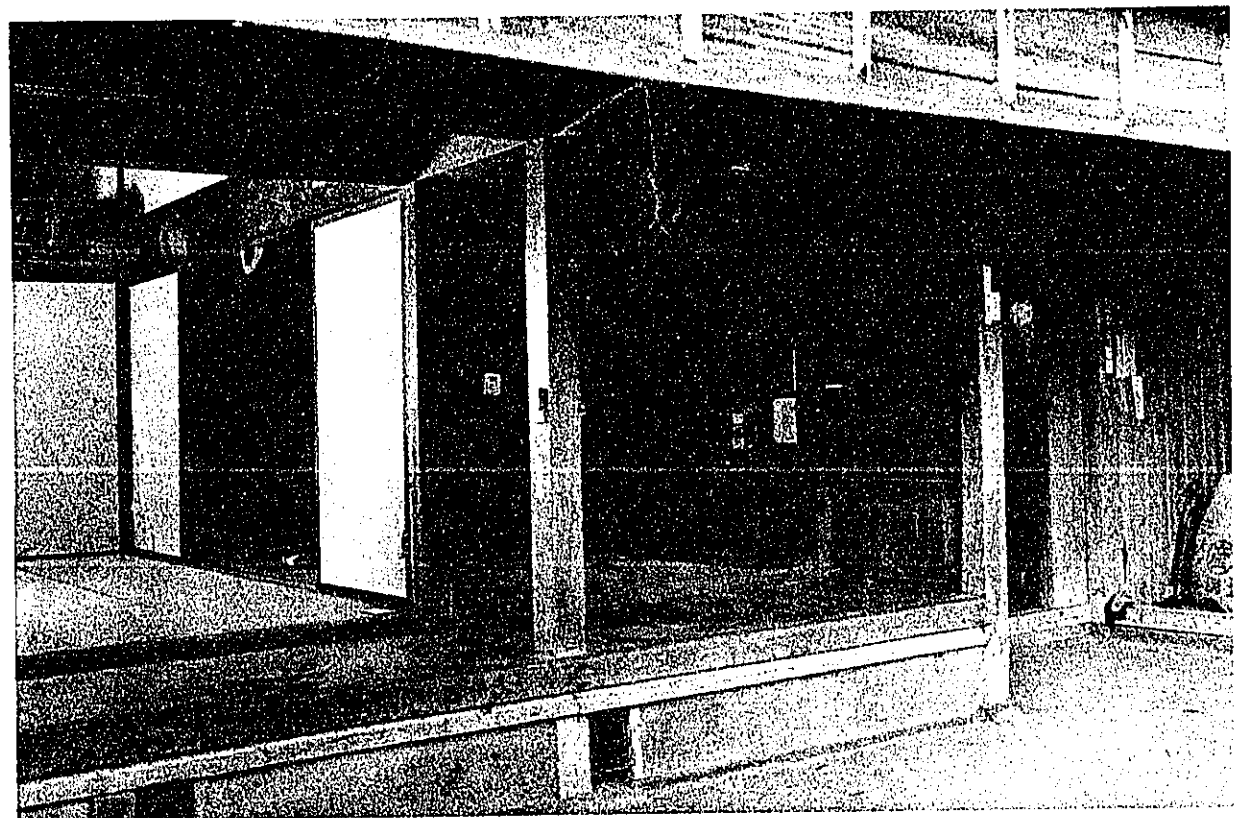
中貴盛持 阪口 榎進氏



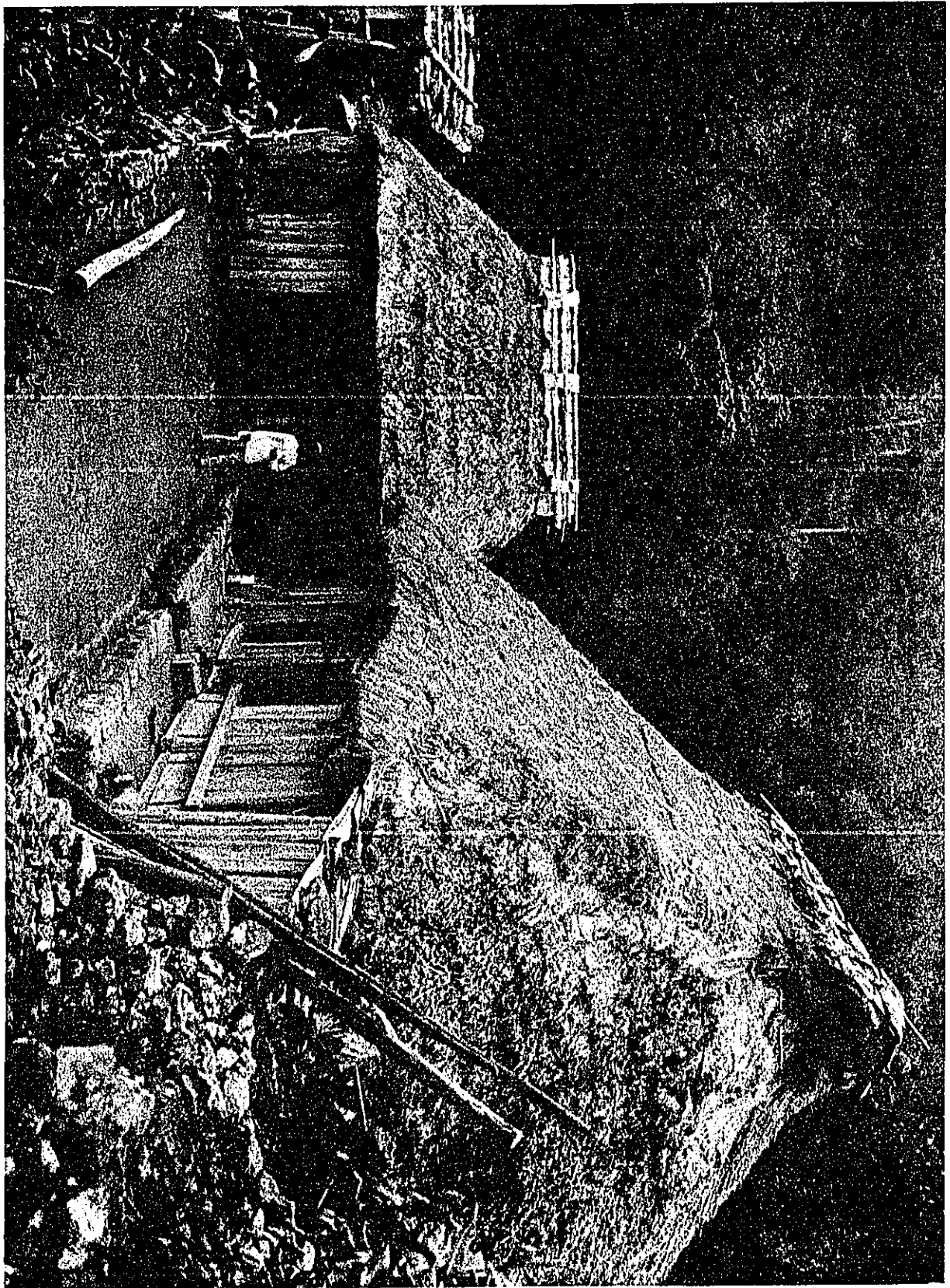
中世末村 吉村 敏一氏



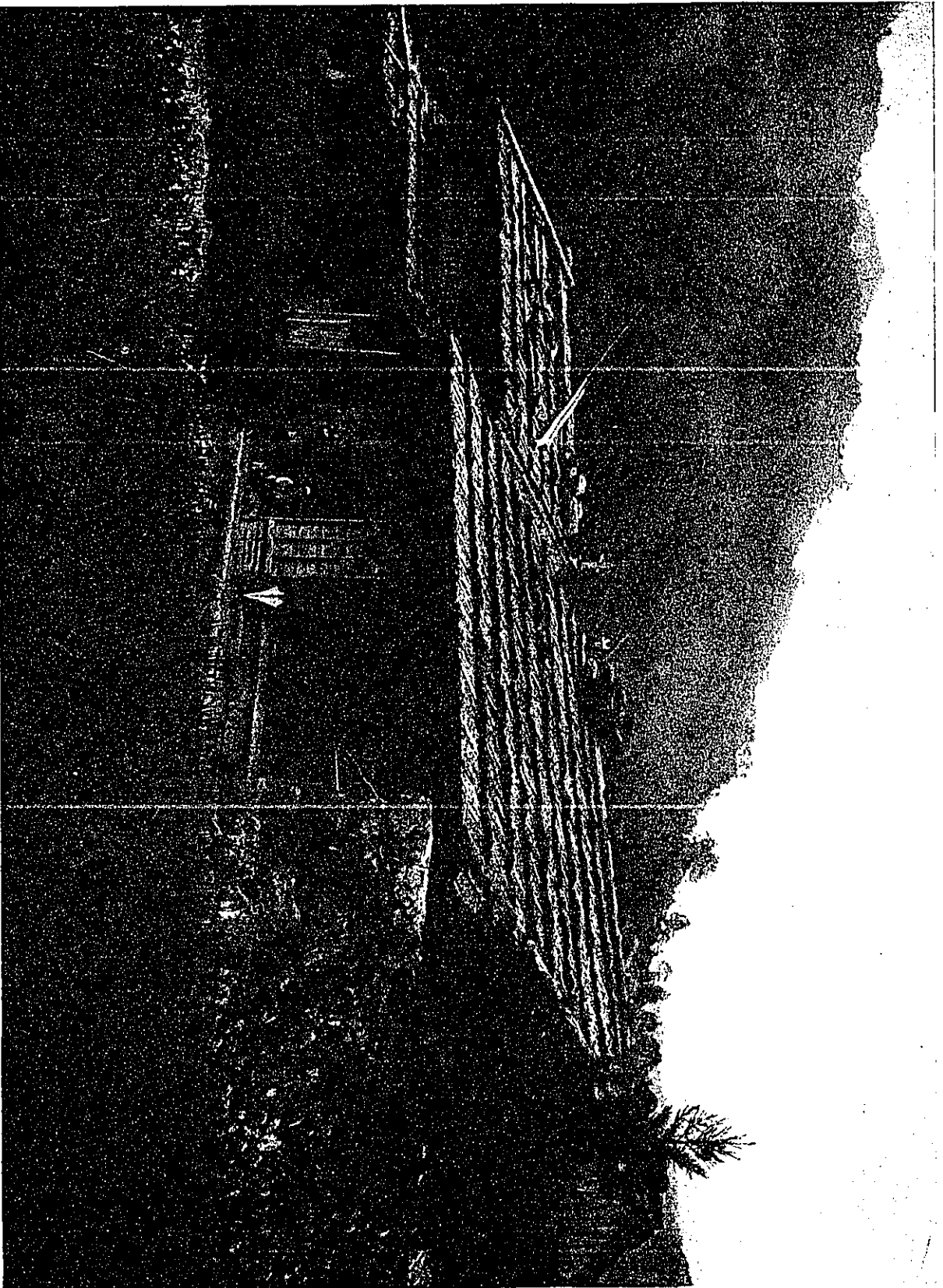
芳森村 藤畑直太郎氏



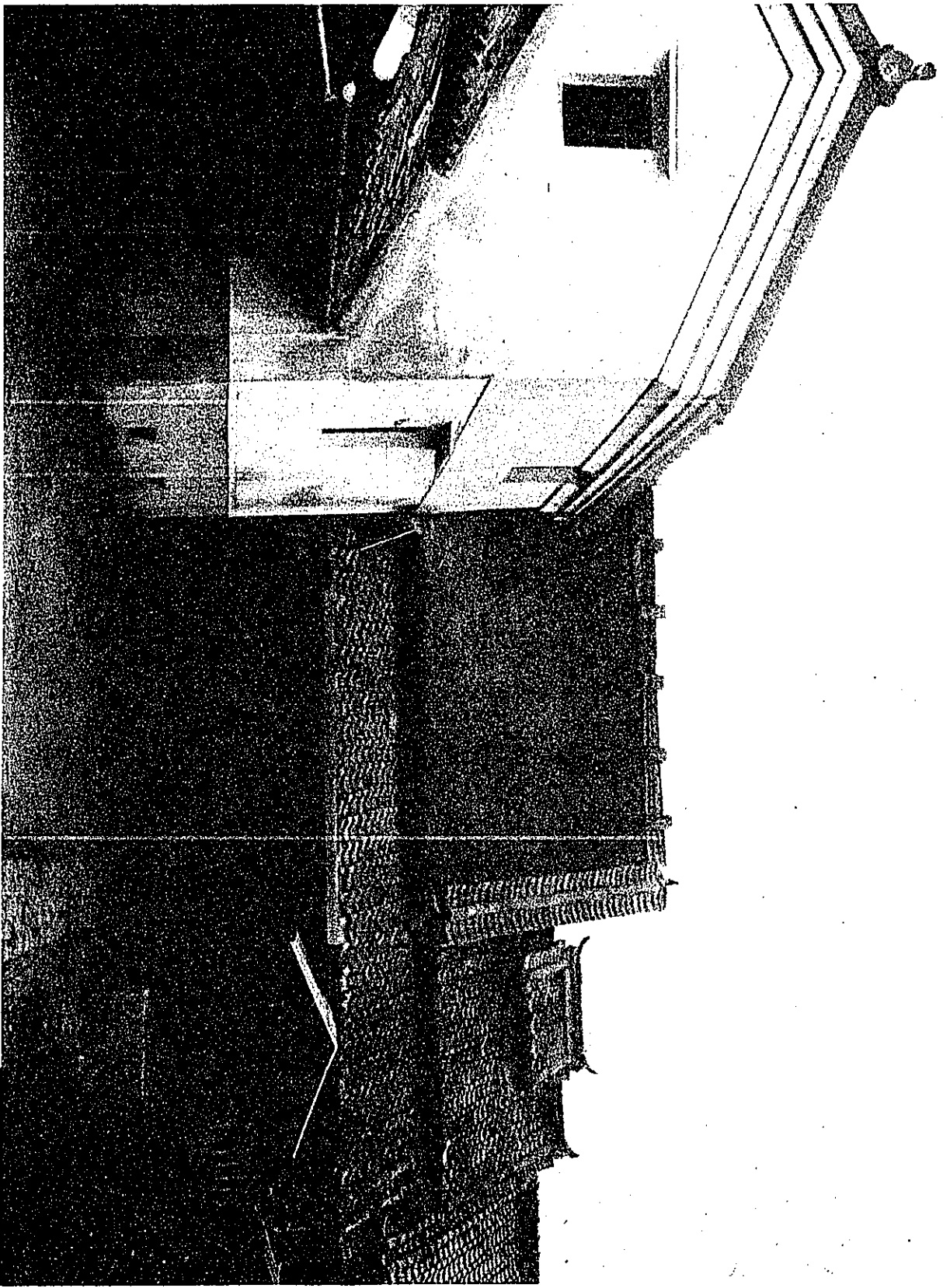
芳養村 藤知直太郎氏



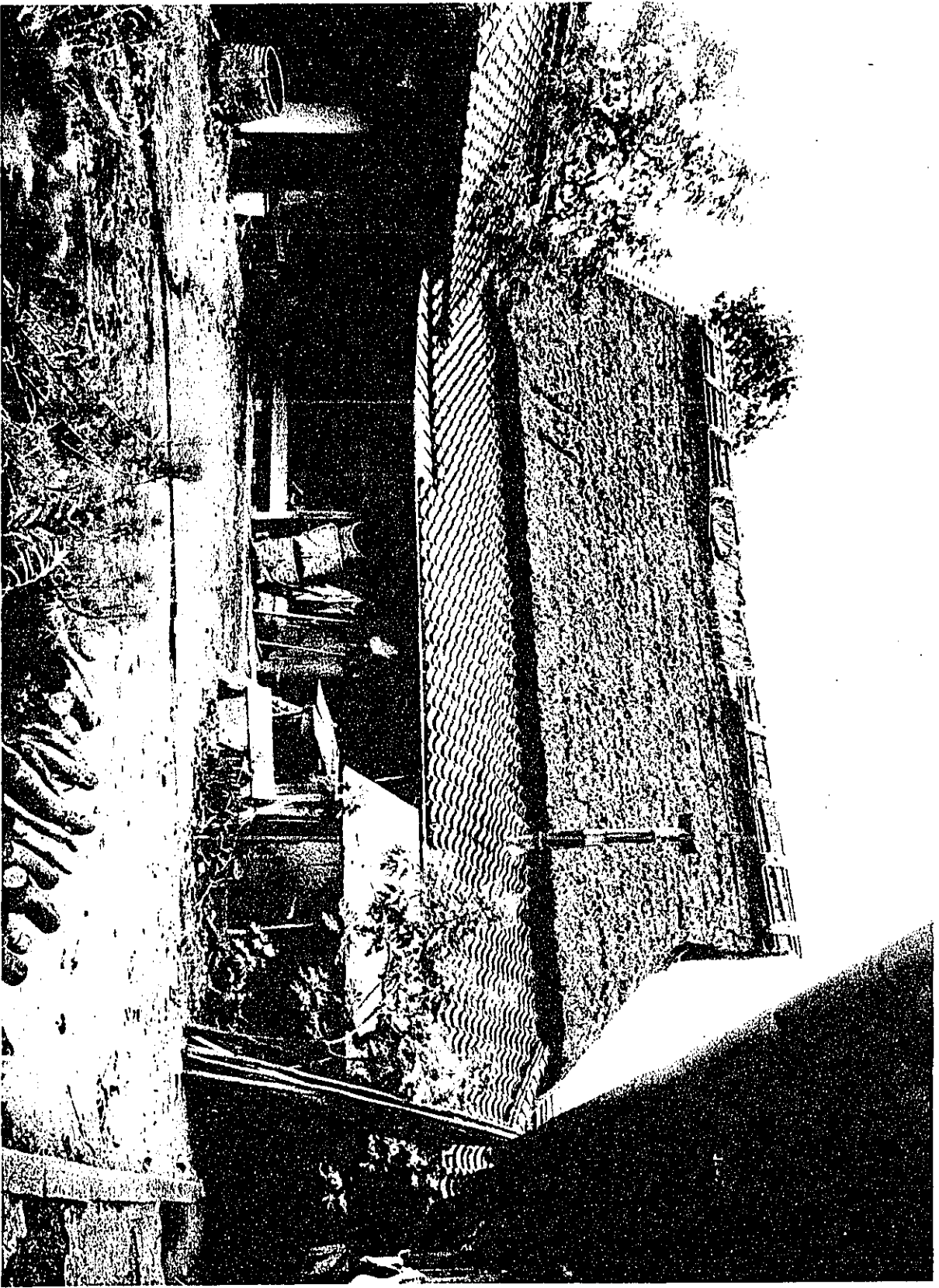
高田村 松下庵太郎氏



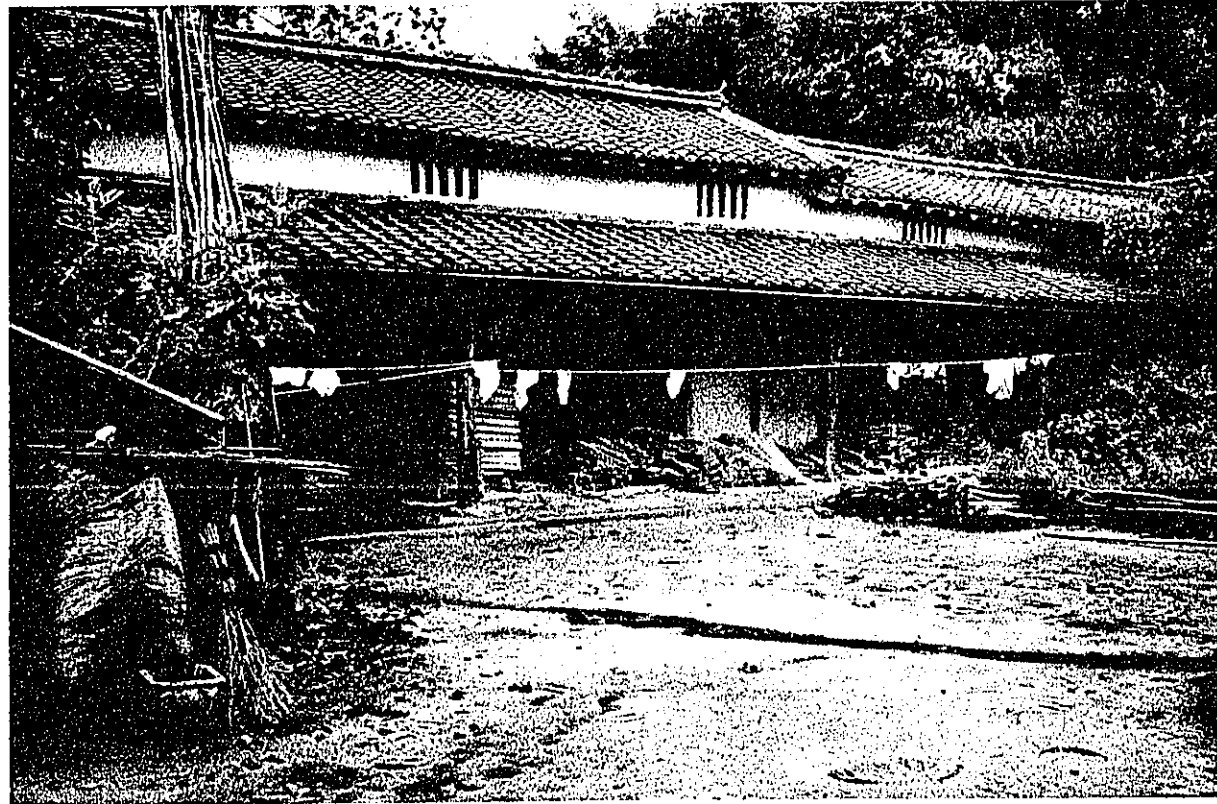
高田村 柳中 秋次郎氏



大空寺村 大西幾太郎氏



飛鳥村 島田清武氏 12



飛鳥村 島田清武氏

縣下の概観

本縣は近畿地方の南端に位し、紀伊國の大部分を占め北は河内國に東北は大和國吉野郡に接し、東南は熊野川を距て一部紀伊國南牟婁郡が三重縣に屬して居る。北部の海草、那賀、伊都郡は大和平野から流れて來た吉野川の下流紀伊川の流域に屬して居るので、大體住宅の形式は大和、河内、和泉地方と同じ系統に屬して居ると思はれる。その最も著しい例は屋敷の形式であつて母屋の外に長屋が母屋の下手から前方にかけて直角に接續して居るものが多い。(第一圖及第八圖參照)又舊家の大きな家になると屋敷の周圍を土塀で圍み、その内側に長屋を取つて居るものもある。此の様な敷地で屋敷の後に土藏を取り、下手の横から前に長屋を取り整然とした配置を持つたものが多い、此の様な敷地の周圍を土塀と長屋等の附屬建物で圍む形式は大和、河内地方と同じである。

中部の有田、日高郡地方でも大體は北の諸郡地方と大差はないが、附屬建物が母屋と離れてその下手の方に連つて居る。(第二圖參照)例へば隠居部屋、納屋、半屋、物置、倉、便所、柑橋仕立所及貯藏所等を一棟にして母屋から離してその下手の方に前方に長く建てるものもあるが、又是れ等を數棟に分つて散在的に周圍に建てるものもある。又有田郡では母屋の前方に座敷、納屋、牛屋、物置、便所等を竝列した長屋を取り、門を敷地の横に取つた例もある。(第六圖參照)南方の東及び西牟婁兩郡地方では宅地も狭くなり山地が多くなるに従つて宅地内の家の配置も散在的となり家の間取も奥行が淺く横の併列型が多く見られ(第三圖參照)周圍を塀で圍ふ様なものが無くなつて居る。且つ附屬建物も少なくなつて居る。

是れを要するに、北方の諸郡は大和平野及び河内と同じ形式をなして居るが南になるに従つて、圍繞式の宅地が漸次散在式の形式に移つて居る。東牟婁郡の山村では南の風が強くなるので是を防ぐ爲めと、今一つは急斜面を切開いて、宅地を平に作る爲めに、裏の山側から東西の兩側にかけて石垣を幅凡そ三尺位に高く築き、三方を石垣の壁で圍んだ形

式のものも多く見かけられる。是れを裏山の方から見ると石垣の壁の中に屋根だけが見えるので、一見半ば地下に埋れた様な感じがするものがある。(圖版第十圖参照)

次に間取の形式を見るに縣下の大多數を占めて居るものは整型 2×2 の四間取の形式である。同じく六間取のものは是れに比すると極少數しか見られない。本縣は一般に小住宅が多く、間取の多い家は少數である。四間取のものは第八圖の如く上手の前後に座敷と納戸があり、その下手に居間と臺所が前後に配置されて居る。又此の圖によつて見るに土間の下手に納屋が接続して前方に延び、そこに厩がある。又宅地の周囲を塀で圍ふ事は前の説明の通りである。第九圖は此の四間取の形式の變形とも見られるもので、納戸の一部を仕切つて、奥納戸を取つたもので有田郡と日高郡とに少數見られる。是れに次いで横の喰違型の 2×2 で表はされる四室の間取が各郡に散在してゐる。(第七圖参照) 此の間取は上手前の座敷(又は奥間)及び下手後の臺所が廣くなつて居るものである。又最も、單純な原型に屬する二室、三室の形式がかなり明瞭に現はれて居るが(第五圖及び第四圖参照) 是れは多く有田郡以南の諸郡に散在して居る。此の様な原型の間取は土間が前後に仕切なく表から裏迄通つて極めて單純な形をして居る。そして炊事の釜屋が必ずその下手の方に突出して附屬して居る。此の様に釜屋を母屋から突出させて附屬した形式に設けたものについては既に第一輯の九州の概観及び九州の圖版の説明、並に第三輯の四國の概観及び四國の圖版の説明その他中國では岡山、山口縣等の概説で説明してゐた通りであるが、畿内地方の南端紀州地方にも此の様な實例がある事は南島系の影響と見る事が出来ると思ふ。但し、此の地方では九州の南端及び四國の土佐等で見られた様な釜屋が別棟になつたものは無い様である。

屋根は一般には瓦葺が多く、草葺の所謂葛屋は比較的少數で、海岸の地方には殆んど見られぬ。葛屋は北の紀伊川の流域の諸郡は河内、和泉地方と同様に棟の兩端に煙出の破風があつて所謂入母屋の形をして居るが、中部以南の諸郡の地方では煙出しが無くて、四注の形となつて居る。何れにしても四方の庇は瓦のシコロを葺き下したものが多く、全體を草葺の大屋根で葺下したものは南部の交通不便な東牟婁地方に見られる位である。

屋根裏はツシに利用して居るが、屋根の形の一番古いものは茅葺屋根である。その小屋組の構造は中央に束を立て、棟木を支へる、是れに前後よりサスを拜みに取付けたものであるが、多くは本屋の部分は茅葺でも、庇の部分の下屋は瓦葺にしたものが普通である。例へば圖版第六の中貴志村吉村敬一氏の宅の如きはその一例である。第二の古い形式は丸瓦葺で棟から庇迄一重に葺下したもので圖版第四の阪口精逸氏の宅は此の一例であるが、此の家の斷面圖でわかる様に小屋の構造は茅葺のそれと全く同一であつて、勾配をゆるくして丸瓦で葺いた丈けのものになつて居る。

第三の形式は本屋の部分を一段高くして下屋との間に段が出来て所謂シコロ葺の二重屋根となるものであるが是れは新らしいものになる程高低の差が大きくなり、本屋根の周囲の小壁の高さが高くなつて終に住居用の二階建の形式となるのである。普通のシコロ葺の二重屋根は多くは屋根裏をツシに使用する位のもので其外別段住居用に使用する丈けの充分の高さはない。此の様な低いものを小二階と曰ひ住居用の高いものを本二階と曰ふ。本二階建となると、前方に下屋の庇を出すことを止めて、上も下も同じ廣さの間取になり他地方の建方も大差がないものとなるわけである。

斯くの如く瓦葺屋根を見ると最も古いものは阪口精逸氏の母屋の如く勾配のゆるい入母屋丸瓦葺のものが見られる。此の家の例などは一見奈良の天平時代の三月堂を見るが如き美しい形をして居る。一般に此の地方には丸瓦葺が多く残つてゐる。少しく新らしい形になると二重屋根にして、本屋を高くしてその四週に瓦庇を廻らしたシコロ葺になつて居る、同じシコロ葺の家でも古いものは丸瓦葺であるが、新らしいものは普通の平瓦葺になつて居る。此の本屋根の部分は四周の下屋よりも一段高くなつて、シコロ葺の庇との間に小壁の附いたものもあるが、又連子窓を取つて二階を物置、道具置場にして居るものもある。

以上述べた屋根の形は夫々各種の發達の段階を示して居るが此の中貴志村の部落には是等の各種の形が見られるので